

平成 21 年度 第 9 回税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 11 月 18 日（水）19 時 09 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

2 日目の討議が終わりましたが、連日大変な議論が続いておりまして、時間どおりに終わらないので予備日を使わざるを得なくなっております。今日はエネルギー課税、暫定税率など、重要な議論をいたしました。

御質問、その他を受けたいと思います。

○記者

マニフェストで一人オーナー会社、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入措置に関しては廃止というふうに書かれたと思うのですが、この資料を見ていくと、廃止というよりも、もう一回見直そうというようなトーンダウンのようなイメージですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

また、今日の議論とは関係ないのですが、次回以後の会議に延期しました「要望のない項目」に関しては、要望がないということでしたので、どちらの方がこの資料を作成されたのか。国税と地方のものがありますけれども、作成されたのはどちらなのかというところだけ教えていただければと思っております。お願いします。

○峰崎財務副大臣

それでは、一人オーナー会社の件で、古本政務官からどうぞ。

○古本財務大臣政務官

今の法人の話ですけれども、これは決してそういうことを意図している議論ではありません。むしろ、マニフェストの中でも作成過程で大変議論になった部分であります。実態をよく調べますと、今日、課題を提起したような、存外に給与所得を得ておられるオーナーの方々がおられる。そのことについて、単に損金不算入を、たがを外すということだけで果たしてすむのだろうかという議論でありまして、そのことについては丁寧に議論していくのは我々税調としての大きな役割の一つだと思っております。

もう一点、加えるならば、加藤法務副大臣から少し補足をいただきましたように、過日のこの場でも整理をいたしました。本来、給与所得控除が青天井のようになっていることが事柄の本質の一つの部分ではなかろうかということ言えば、給与所得控除の上限を少し構えてもいいのではかという議論とセットで今後行っていくことにおそらくなっていくのではないかということでございます。

○峰崎財務副大臣

給与所得控除の問題は、日商や連合の皆さん達とフリーに議論したときに、どのぐらいが上限、頭打ちでいいですかと尋ねたら、2,000 万円とか 3,000 万円といった話が

出ていました。ですから、そういうことを含めて議論いたします。

それから、いわゆる要望にないものということですが、この質問はどういう趣旨ですか。

○記者

これは、今まで要望がなかったということで、要望されていない項目ということなのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

要望がなかった項目は、いわゆる期限が来ていないものとか、だから、期限が来ていない租特でも議論することはありますということは伝えていきますから、その中から私たち財務省、総務省はまた答えていただきますが、その内部で、これはやはり検討しようということで取り上げたということです。○渡辺総務副大臣

総務省分についてお話をしますと、例えば要望にない項目等の検討ということで、先般、報道されました、例えばたばこ税関係で不適切な事例がございました。報道等である自動販売機がすごい額の売上を出していたというような事例もありました。例えばこういうことについても不適切な事例への対応ということで、テーマにしようということで、これは我々の側から地方税分につきましては、我々の方が出しました。

○峰崎財務副大臣

それ以外にございますか。

どうぞ。

○記者

総務省の方にお伺いしたいのですが、原口総務大臣が財源の手当がなければマニフェストに定められている暫定税率の全廃というのは無理だというような発言をされたのですが、その趣旨を改めてお伺いできればと思うのですが。

○渡辺総務副大臣

勿論、原口大臣に本当の真意を聞いていただきたいのですが、おそらく大臣の御発言というのは、つまり財源なくして減税なしというのであれば、財源に見合った分の減税しかできないのではないかとということをおっしゃったのかなと。つまり、このままの議論を進めていくと、暫定税率を廃止するということは今日確認されたのですが、しかし、このままの議論では、財源に見合った分しか減税できないのではないかとという意図だったのではないかとということだと思います。

ただ、正式には、どうぞ、大臣に聞いてください。8,055億円という地方の財源の不足分に対して、どう手当するかということで、我々は今、いろいろ考えているところでございます。それは議論を聞いていただいたとおりでございます。

○記者

もう一点、関連なのですが、暫定税率を撤廃して環境税という議論もあって、それについて両論あったと思うのですが、暫定税率を撤廃してすぐに環境税を入れても納

得してくれるのではないかという議論や、やはり納得はされないのではないかという意見とがあったと思うんですが、この点は税調としてはどう議論を進めるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

これからの議論で、内部で更に詰めてまいります。

○記者

何かアンケートを取ったりするのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

アンケートですか。

○記者

いや、国民がどう思っているかということ进行调查したりとか。

○峰崎財務副大臣

今からアンケートをするような余裕はありません。これは内部で、当然のことながら税調の場でもやりますし、様々な論議を我々は受けとめていきたいと思えます。

○記者

今の関連で確認ですけれども、今、渡辺副大臣もおっしゃったのですが、暫定税率の廃止が決まったということについて、どういうことが確認できているという認識でしょうか。

○峰崎財務副大臣

渡辺大臣はどう理解されているかわかりませんが、暫定税率については、一応、我々としては廃止という方向性を確認したわけです。

問題は、その方向性を確認しただけで、その後どのように、いつ、どのくらいとか、様々な問題がこれから議論の対象になります。また、いわゆる環境税等を同時に環境省が提出してきたわけです。これは、やはり時期をずらすべきだとか、いろんな問題が出てきておりますが、一応、考え方としては暫定税率の廃止の方向は打ち出したということです。

ただ、これについては、今の民主党関係者の中には、おそくだれも異存のある人はいないと思えます。

○記者

つまり、来年度からということもまだ決まっていないのですね。

○峰崎財務副大臣

そのことを含めて、何度も記者会見その他で申し上げたように、今、議論が始まったばかりです。重要項目として始まったわけです。この問題は、当然のことながら、様々な場で議論になります。私の聞いている限りでは、菅国家戦略担当大臣のところで、マニフェスト項目についてのヒアリングの中の1項目で入ってきています。ですから、その中で議論も展開されるでしょう。

税調としては暫定税率が廃止をされるという下で、暫定税率というものが多岐にわたっていますから、しかも、国税、地方税とわたくししておりますから、それをどのようにするかということについての議論というのは、まさに今始まったばかりです。ですから、いつ、どこで、どのくらいとか、そういうものについてはまだ確定しているわけではありません。ただ、そういう方向性についてはだれも異存がないのではないのでしょうかということを行っているだけです。

渡辺副大臣から何かありますか。

○渡辺総務副大臣

ないです。

○峰崎財務副大臣

そのほかありますか。

○記者

総務省の地方環境税の御提案について、確認させていただきたいのですが、2010年度、来年度に求めていらっしゃるの、自動車重量税の国税分を地方に移管することという理解でよろしいのでしょうか。

それと、2011年度から求めていらっしゃる環境自動車税、これだけだと多分、地方の減収というのは補えないと思いますけれども、その残りの分についてはどうお考えでしょうか。

○小川総務大臣政務官

来年度に限っては、新税の設計なり実施というのは大変難しいでしょうから、財源補填に焦点を当てまして、重量税の本則部分、暫定税率を廃止したという前提ですけれども、本則部分を是非譲与税に上乗せをしていただきたいと思いますというのが、私どもの方からの提案であり、お願いであります。

再来年度に仮に新税を設計したとしても、おっしゃるとおり、減収分全部は埋まりませんので、やはりここは新たに地方環境税という制度設計を考えていくということになると思います。

○渡辺総務副大臣

少し補足しますと、大体 8,055 億円、地方で税収不足が生じるわけです。直轄負担金の廃止をした場合に、ただ来年度は、直轄負担金の廃止は維持管理費だけですから、これが 1,028 億円なのです。一般財源が出ている、それ以外は地方債ですから、結果として現金で節約できるのは、他に回せるのは約 1,000 億円でございます。8,055 億円のうちの 1,000 億円部分は穴埋めできる。ただ、7,000 億円まだ足りない。

例えば自動車重量税を、もし地方に全部移管するという極端な言い方をすると、大体 3,000 億円あるのです。これでもまだ 4,000 億円足りない。

そうすると、あとは揮発油税、ガソリン税の地方譲与部分の 30%、国税に入るのが大体 1 兆 3,000 億円ありますので、その 30%を地方にいただかないことには 8,000 億

円は埋まらないというぐらい、かなり大きな穴が開くわけでございます。

ですから、最初に申し上げたのは、自動車重量税あるいは揮発油税の地方の譲与分をどれだけいただけるかということをしなない限りは、現実的には穴埋めできませんということを、あえて頭出しで言わせていただいたのです。

○峰崎財務副大臣

それ以外にありますか。どうぞ。

○記者

地方六団体が求めている地方環境税というのがあったと思うのですが、あれの扱いはどうするのでしょうか。

○渡辺総務副大臣

富山県の石井知事さんから、もう早くにいただきまして、また徳島県の飯泉知事さんからは、またちょっと違う視点の地方環境税をいただきまして、いろんな御意見をたくさんいただいておりますけれども、どれも一つの参考とさせていただきますが、大体目指すところは地方の財源であり、改めて地方の環境対策ということではいろんなヒントをいただいておりますので、これからの議論でございます。ただ大いに参考にはさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

ほかによろしいですか。

それでは、本日はこれにて終わりたいと思います。

○記者

すみません。あと1点だけ。環境税の導入に関してなんですが、是非はともかくとして、物理的なものとして、来年度からは難しいのではないかという意見を御発言されていたと思うのですが、そういったものは今でも変わっていないですか。

○峰崎財務副大臣

今日、環境税は地方の環境税も新たに加わってまいりましたので、これは増子経済産業副大臣がおっしゃられたように、課税ベースをどうするかとか、あるいはCO₂に着目した本当の環境税への転化の問題だとか、相当これから議論をしていかなければいけない課題です。総理からは、環境税の議論は迅速にしてくれということですので、スピード感を上げなければいけないと思っております。

ですから、この問題は時間を取った方がいいということで、今日は30分以上時間を取らせていただきました。そういう意味で、いろんな意見をまずいただいて、これが本当にどこかに収れnderかどうかということを考えなければいけない。

その意味では、よく誤解されているのですが、暫定税率を廃止して、それをそのまま時期を合わせて環境税へ転化するというのも、これはなかなか入れられないのではないかという人と、いや、それぐらいやっただけいいという人と、そこでもかなり分かれていますし、石炭に対する重課の問題も出てきておりますが、こういったことに

ついでに様々な角度からの検討だと思えます。これは少し時間がかかると思えます。

ですから、我々としても急ぎたいと思えますが、あまり拙速にし過ぎて、本当にこれで環境税と言えるのかという議論になってもいけないので、そこはしっかりと議論をし、きちんと国民の皆さんが、なるほどこれなら環境税としてきちんとしていると言われるようなものを制度設計したいと考えております。

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

国税なのか我々が主張する地方税なのか、あるいは普通税なのか目的税なのか、環境税という名前の普通税というよりはやはり目的税にすべきだろうと、こういういろんな意見が出ると思えますので、これはなかなか議論の収れんには少々時間がかかるのではないかと私どもも思っております。ただ、誠心誠意、結論が出るように議論はしていきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

関連して1点だけ。この環境税についてなんですけれども、明日、環境省からのヒアリングがあるかと思えますが、これに関連して何か改めて環境省と議論するようなことがあるのかどうかということが一つ。

また、これは業界団体に強い影響を与えるかと思えますが、現在決まっているかどうかは別として、業界団体から意見を聞く場を設けるかどうか、その辺はどのように考えていらっしゃるか教えてください。

○峰崎財務副大臣

1点目は、明日は要望項目ですから、租特を中心にして議論することになります。もう既に0次査定を出していますから、それについてヒアリングする、討議をしていくということです。

その中に環境税が入っていたかどうか、きちんと確かめておりませんので、分かりませんが、そういったところに議論が横流れする可能性も無きにしも非ずかとは思いますが、そこはあまり止めないで議論は前広にやってもいいかなと思っておりますが、基本的には明日は要望項目について議論を行います。

2点目のヒアリングの関係ですが、これはおそら時間的にも、ヒアリングをするような我々の時間的な余裕があるかどうか。多分環境省あるいは経産省、そういったところを含めて、自主的に是非いろんな意見を聞いてくれということはお願ひしようかと思っております。

ただ、本当は専門家の意見だとか、つまり利益団体だけではなくて、こういう環境税の問題などを、本当に総合的に研究している人がいますので、そういう人たちの意見なども本当は聞かなければいけないと思えます。ですから、そういった点で、例え

ば環境団体、NGOの人たちはどう見ているかとか、いろんなものが入ると非常に広がってまいりますので、そこは是非それぞれの立場で、いろんな意見を吸収する努力はしていきたいと思っております。

実は予算の方では、いろんな論点を、インターネットなどで意見を募集するということもあるようなのですが、我々の税の世界でそこまでやるかどうかということは、総務省と財務省と協議して、そういったところまでまだ合意しておりませんので、意見募集をするということも一つの方法かとは思っておりますが、まだ、成熟して、皆さんに御報告できるところまでには至ってないという状況だと思います。

それでは、本日はこれにて閉じさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

[閉会]